

令和3年度 新庁舎備品購入事業

# 入札説明書

宿毛市 総務課

# 入札説明書

令和3年度 新庁舎備品購入事業に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、入札につき、手順が通常と異なる部分があるため、下線部の記載をよく確認のこと。

## 第1 入札及び契約に関する事項

- 1 入札公告日 令和3年11月11日（木）
- 2 契約者 宿毛市長 中平 富宏
- 3 担当部署 〒788-8686 高知県宿毛市桜町2番1号
  - ・（入札手続きに関する事）宿毛市 総務課 契約係  
電話：0880-63-0948  
FAX：0880-63-6370
  - ・（事業内容に関する事）宿毛市 総務課 総務係  
電話：0880-63-0948  
FAX：0880-63-6370

## 4 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
別紙仕様書のとおり
- (2) 購入物品の特質等  
別紙仕様書のとおり
- (3) 購入物品の納入期限  
令和4年3月31日（繰越予定）
- (4) 購入物品の納入場所  
別紙仕様書のとおり

## 5 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、6により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店をいう。）を置く者又は宿毛市内に支店、営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく宿毛市の入札参加制限を受けてない

者

- (3) 宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号）第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号）に基づく排除措置期間中でないこと及び同規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当しない者
- (5) 公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、資格（指名）停止等を受けてない者
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者
  - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

## 6 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、7に掲げる申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期間中に、申請書及び資料を提出しない者ならびに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することはできない。

## 7 申請にあたって提出が必要な書類

- (1) 一般競争入札参加資格申請書（別紙1）
- (2) 納入実績表（参考資料）（別紙2）

別紙1及び別紙2は宿毛市役所ホームページよりダウンロード可能

※納入実績については参考資料とし、参加資格の判定には影響しない。

- (3) 申請書類の提出

申請書類の提出期限は令和3年11月25日（木）午後5時までとし、手渡し又は郵送によって宿毛市総務課契約係まで提出すること。なお、提出された申請書は、申請者に返還しない。

- (4) 同等品

(ア) 「令和3年度 新庁舎備品購入仕様書一覧」（以下、備品一覧という。）に

記載の例示品以外の同等品での入札を希望する場合は、商品名、型番、定価、仕様（備品一覧に記載された全ての情報が確認できること）等が記載されたカタログ又は当該メーカーの製品であることを証する資料等を添付の上、別紙3（宿毛市役所ホームページよりダウンロード可能）「同等品申請書」を申請期限までに提出し、発注者の承認を得ること。なお、例示品以外の製品を特注加工して同等品申請をすることも可とする。その場合は、型番の後ろに「※特注加工」とし、特注加工の内容が分かる資料を合わせて添付すること。

(イ) 「同等品申請書」を複数枚で申請する場合は、ホッチキス止めにし、割り印をすること。

(ウ) 同等品は、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）に加盟したメーカーの製品であること。

(エ) 同等品申請書類の補足資料等で不足があり、発注者にて確認がとれなかった場合等、追加資料の補正を求めることがあります。

【申請期限】 令和3年11月25日（木）午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

【申請場所】 宿毛市総務課

【申請方法】 手渡し又は郵送によって提出すること。なお、提出された書類は、申請者に返還しない。

【回 答】 申請者に対して、令和3年12月2日（木）までにFAXにて可否の回答を行う。なお、FAX後に電話にて受理確認連絡を行う。

※同等品申請が却下されたものについては、別の製品での差し替え・再申請は認めません。同等品申請が却下された場合でも入札参加資格が無くなるものではなく、仕様書一覧表に記載された製品を前提とした応札が可能です。

#### (4) 競争入札参加資格の決定

入札参加資格の確認は、申請書類の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和3年12月2日（木）午後5時以降速やかに申請者に対して一般競争入札参加資格決定通知書をFAXにて送信する。なお、一般競争入札参加資格決定通知書の正本については、後日郵送する。

また、FAXにより一般競争入札参加資格決定通知書を受理した場合は、受取確認のため、一般競争入札参加資格決定通知書をコピーし、宛先（業者名）に押印し、宿毛市総務課に事前連絡した後、FAX送信すること。

#### (5) 入札参加資格の喪失

入札参加資格決定通知後において、入札参加決定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができない。

ア 5に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## 8 質疑事項

- (1) 質疑事項がある場合には、「質問書」（様式自由）により令和3年11月19日（金）午後5時までに宿毛市総務課まで持参するかFAX（電話でその旨を連絡すること。）により提出すること。
- (2) 質疑書に対する回答は、令和3年11月22日（月）午後5時までに回答する。回答は宿毛市役所ホームページに掲載する。
- (3) 質疑事項については、「質問書」（様式自由）によりFAX又は持参で受け付けるものとし、電話・口頭による質問は一切受け付けない。なお、FAXにより「質問書」を提出した場合は、必ず電話にて到達確認すること。

## 9 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和3年12月10日（金）午前11時00分から

### (2) 場所

宿毛市役所 3階 第3会議室

### (3) 入札書の記載内容等

ア 入札書提出年月日

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印すること。

エ 単位は円とし、入札金額の数字の頭に¥を冠し、契約希望金額を（消費税込み）で記載すること。

オ 契約件名又は対象

入札参加者又はその代理人（以下、「入札者」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。

入札者は、その提出した入札書の取替え、訂正又は取消しをすることはできない。

代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ別記第1号様式による委任状を提出しなければならない。

### (4) 入札書の提出方法

ア 入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、別記第2号様式による入札書を持参して入札しなければならない。

イ 入札者は、指定の日時に指定の場所に出頭し、入札場所の受付に入札参加資格決定通知書の写しを提出しなければ、入札に参加することができない。

ウ 入札者が代理人であるときは、別記第1号様式による委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ投函することができない。

エ 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れ、入札時間に入札しない者は、辞退したものと取り扱うものとする。

オ 入札執行中は、入札者間の私語及び放言を禁ずる。指示に従わないときは、投函後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

カ 入札時間を過ぎても指示に従わず故意に投函しないときは、入札の辞退をしたものとして取り扱うものとする。

キ 入札者は、(1)に掲げる日時及び(2)に掲げる場所において所定の入札箱に投函しなければならない。

ク 入札書は封筒に入れて投函する必要は無い。入札書を投函箱に入るよう折り畳み所定の入札箱に投函することができる

#### 1 0 入札書に記載する金額

(1) 入札金額は、4に掲げる物品の購入金額を入札書に記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、(消費税込み)に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 最低制限価格：無し

#### 1 1 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とする。

#### 1 2 入札の無効等

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他宿毛市契約規則（昭和45年規則第19号。以下「規則」という。）第18条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 1 3 入札の延期又は中止

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

#### 1 4 開札

(1) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者は、特に事情がある者のほかは開札に立ち会うものとする。

(2) 開札場には、入札者、入札事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(1)の立会い職員以外の者は入場することはできない。（2名までとする）

- (3) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札者に該当する者であることを証明しなければならない。
- (5) 入札者は、入札関係職員が特にやむをえない事情があると認める場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札場において、次に掲げるいずれかに該当する者は、当該開札場から退場させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (7) 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。
- (8) 再度の入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。
- (9) 再度の入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った入札者から順次随意契約の交渉を行う場合がある。

#### 1 5 落札者の決定方法

- (1) 決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、入札執行者の指示する時点において当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者が、指定の期日（落札決定の日から10日以内）までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 1 6 契約の締結

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、当該入札案件の契約については、宿毛市議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間仮契約を締結し、議決後、契約の効力発生通知書の通知をもって本契約とする。

#### 1 7 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否

要

- (3) 入札者は、入札後一般競争入札心得又はあらかじめ示された入札条件、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札終了後、落札者は課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (5) 費用負担

入札者又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、全て当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。



(別紙1)

## 一般競争入札参加資格申請書

令和 年 月 日

宿毛市長 中平 富宏 様

下記の入札案件に参加したく申込みます。

入札名 令和3年度 新庁舎備品購入事業

住 所

名称及び代表者

印

※宿毛市内に支店又は営業所を置いている場合記入する  
支店又は営業所の住所：宿毛市〇〇〇〇番〇号

担当者名：

電話番号：

F A X：

(別紙2)

## 納 入 実 績 表

令和 年 月 日

宿毛市長 中平 富宏 様

住 所

商号及び代表者氏名

印

### 行政機関等への納入実績一覧表

納入日	納入物品名	発注者	納入金額(税込み)

(注)

- 1 過去2年において、物品を国又は地方公共団体に納入し、これを誠実に履行したものの実績がある場合は記入すること。(納入金額の大きい事業を優先して記入)
- 2 1の実績に係る契約書及び完了検査合格通知書等履行が確認することができるものの写しを添えること。
- 3 納入実績については、参加資格の判定には影響しないものである。

# 一般競争入札心得

宿毛市総務課

(目的)

第1条 令和3年度 新庁舎備品購入事業の一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、宿毛市契約規則（昭和45年規則第19号。以下「規則」という。）及びその他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 この入札に参加することができる者は、一般競争入札参加資格決定通知書（以下「決定通知書」という。）により決定された者とする。また、別表に掲げるいずれにも該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 入札保証金は免除とする。

(入札の基本的事項)

第4条 入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、別記第2号様式による入札書を持参して入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者は、指定の日時に指定の場所に出頭し、入札場所の受付に決定通知書の写しを提出しなければ、入札に参加することができない。

3 入札者が代理人であるときは、別記第1号様式による委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ投函することができない。

4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れ、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。

5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言を禁ずる。指示に従わないときは、投函後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

6 入札時間を過ぎても指示に従わず故意に投函しないときは、入札の辞退をしたものとして取り扱うものとする。

(入札の方法等)

第5条 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、（消費税込み）に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
- 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。
- 5 入札者は、いったん投函した入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取り止め等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめ、若しくは当該入札者を入札に参加させないことがある。

- （1） 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- （2） 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状況にあると認められるとき。

（無効の入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- （2） 委任状を持参しない代理人のした入札
- （3） 入札書の金額を訂正した入札又は金額無記入の入札
- （4） 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、その意思表示が不明りょうである入札
- （5） 明らかに談合によると認められる入札
- （6） 本件入札内において他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- （7） 所定の入札箱に投函しなかった入札
- （8） その他入札に関する諸条件に違反した入札

（落札者の決定方法）

第9条 規則第13条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引を乱す

恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 前項の場合において、落札となる入札があつたときは、入札名、入札書記載金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者の指示する時点において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、落札者となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札者は再度入札に参加することができないものとする。
  - (1) 第4条第4項から第6項までの規定のいずれかに基づき辞退として取り扱われた場合
  - (2) 第8条第1号、第2号又は第5号から第7号までの規定のいずれかに該当し、無効とされた場合

4 再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の価格を記載した入札者は、辞退の意思表示があつたものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することができない。

5 第2項の規定による第3回目（競争性が失われた場合には、第1回目又は第2回目。以下この項において同じ。）の入札までに落札者が不在の場合において、同項の規定による第3回目の入札における最低の価格をもって入札した者（無効扱いされた者を除く。）は、入札執行者が必要と認めた場合、速やかに第3回目の入札時の見積根拠資料を提出しなければならない。

6 前項の場合において、最低価格者（辞退者を除く。）から順次に随意契約の折衝を行うことがある。

7 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の制限内で随意契約を行うことがある。

(開札)

第11条 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者は、特に事情がある者のほかは開札に立ち会うものとする。

(契約の締結)

第12条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、当該入札案件の契約については、宿毛市議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間仮契約を締結し、議決後、契約

の効力発生通知書の通知をもって本契約とする。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は免除とする。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、落札後において交付された契約書に記名押印し、宿毛市総務課総務係に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第15条 入札者は、入札後この心得又はあらかじめ示された入札条件、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第16条 入札結果は、入札記録にとりまとめて入札後、落札月翌月初旬頃に公表する。

別記

第1号様式（第4条関係）

# 委 任 状

令和 年 月 日

宿毛市長 中平 富宏 様

（委任者）

住 所

氏 名

印

下記の者を代理人と定め、令和3年12月10日執行の令和3年度 新庁舎備品購入事業の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住所  
氏名

印  
（入札書使用印）

**記載例**

別記

第1号様式（第4条関係）

委 任 状

令和 年 月 日

**委任した日を記載**

宿毛市長 中平 富宏 様

（委任者）

住 所 ○○市○○町○○○

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

**競争入札参加資格審査申請書で届出している使用印を押印**

下記の者を代理人と定め、令和3年12月10日執行の令和3年度 新庁舎備品購入事業の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住所 ○○市○○町○○○

氏名 ○○ ○○ 印

（入札書使用印）

**代理人の印を押印**



別記

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

宿毛市長 中平 富宏 様

住 所  
氏 名

印

## 入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

(単位：円)

金 額												
契約件名 又は対象	令和3年度 新庁舎備品購入事業											

- 備考1 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。
- 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。
- 3 入札金額の数字の頭に¥を冠し、(消費税込み)に相当する金額を記載すること。

**記載例① 入札参加者本人が入札する場合**

別記

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

**提出年月日を記載**

宿毛市長 中平 富宏 様

住 所 ○○市○○町○○○

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

**会社印及び代表者印を押印**

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

(単位：円)

金 額												
契約件名 又は対象	令和3年度 新庁舎備品購入事業											

備考1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。

3 入札金額の数字の頭に¥を冠し、(消費税込み)に相当する金額を記載すること。

**記載例② 代理人が入札する場合**

別記

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

**提出年月日を記載**

宿毛市長 中平 富宏 様

住 所 ○○市○○町○○○  
氏 名 ○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○  
代理人 ○○市○○町○○○  
○○ ○○ 印

**代理人印のみ押印、上段に会社印及び代表者印を押印しないこと**

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

(単位：円)

金 額													
契約件名 又は対象	令和3年度 新庁舎備品購入事業												

- 備考1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。
- 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。
- 3 入札金額の数字の頭に¥を冠し、(消費税込み)に相当する金額を記載すること。

別記

第3号様式

## 入札辞退届

件名 令和3年度 新庁舎備品購入事業

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

宿毛市長 中平 富宏 様

住 所  
氏 名

印

備考 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

なお、代理人が入札辞退届を提出する場合にあつては、委任状を添えること。